**欠格事由に該当しない旨の誓約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、船橋商工会議所会館テナント募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

　また、将来においても該当することはありません。

　この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益になることがあっても、意義は一切申立てしません。

　さらに、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．契約の相手方として不適当な者

　（1）経営に実質的に関与している者等（以下「役員等」とういう。）が、暴力団（平成3年法律第77号暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号）である者または反社会的勢力に関与している者。

　（2）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員、反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）を利用するなどした者。

　（3）役員等が、暴力団等反社会的勢力に対して、資金を供給し、または便宜を供与した者

（4）役員等が、暴力団等反社会的勢力の関係者であることを知りながらこれを不当に利用した者

（5）役員等が、暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

２．契約の相手方として不適当な行為をする者

　（1）暴力的な要求行為を行う者

　（2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

　（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者

　（4）偽計または威力を用いて船橋商工会議所の業務を妨害する行為を行う者

　（5）募集要項に反する事業形態等を行った者

　（6）その他前各号に準ずる行為を行った者

以上

　令和　　年　　月　　日

住所または所在地

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代表者生年月日　　　　　　年　　月　　日）